

研究不正防止のための行動規範

制定 平成 27 (2015) 年 10 月 2 日

(前文)

公益財団法人三井文庫（以下「本法人」という。）は、本法人において行われる学術研究が、公正性を確保し、社会からの信頼と負託に応えられるよう、本法人において研究活動を行うすべての者（以下「研究者」という。）及びこれを支援するすべての者が守るべき行動規範を、日本学術会議声明「科学者の行動規範」（平成 18 年 10 月 3 日制定、平成 25 年 1 月 25 日改定）に準拠して、ここに定める。

(研究者の基本的姿勢)

第 1 条 研究者は、学術研究の自主性・自律性が社会からの信頼と負託の上に成り立つことを自覚しなければならない。研究者は、自らが生み出す専門知識の質を担保する責任を有し、自らの専門知識、経験を活かして、社会に貢献する責任を有する。研究者は、研究者相互の評価に積極的に参加し、自らの専門知識、能力の維持向上に努めると共に、学術と社会の関係を広い視野から理解し、最善の判断を下せるよう弛まず努力する。

(説明と公開)

第 2 条 研究者は、学術研究によって生み出される知の正確さや正当性を、社会に示す最善の努力をすると共に、自らが携わる研究の意義と役割を積極的に説明する。また、自らの研究が人間、社会、環境に及ぼし得る影響等を評価し、その結果を公表すると共に、社会との建設的な対話を築くように努める。

(法令等の遵守)

第 3 条 研究者、研究の実施にあたっては、法令及関係規則並に本行動規範及び本法人の諸規則を遵守する。

(研究費の取扱い)

第 4 条 研究者は、研究費の使用にあたっては、法令及本法人の諸規則等を遵守し、これを適正に使用する。また、研究費の源泉が、公的資金、企業等からの寄付金、共同研究費等によるものであることを常に留意し、研究費の最も効果的・効率的な使用に努める。

(公正性)

第 5 条 研究者は、自らの研究の立案、計画、実施、発表等の過程において、この行動規範の趣旨に沿って誠実に行動する。研究・調査データの保存や厳正な取扱いを徹底し、捏

造、改竄、盗用などの不正行為を為さず、加担しない。

2 研究成果の発表にあたっては、当該研究活動に実質的に関与し、研究内容・結果に責任を有する者のみを著者又は発表者とする。

3 他者の不正行為に関する苦情・相談等を受けた場合、又は不正行為に気付いた場合には、本法人の諸規則によって定められた手続きを行う。

4 研究者は、責任ある研究の実施と不正行為の防止を可能にする公正な環境の確立・維持も自らの重要な責務であることを自覚し、研究者コミュニティ及び所属する研究室の研究環境の質的向上に積極的に取り組む。また、これを達成するために社会の理解と協力が得られるよう努める。

(研究対象の尊重)

第6条 研究者は、個人の尊厳を重んじ、基本的人権を尊重する。研究者が、個人の情報・データ等の提供を受けて研究を行う場合には、その提供者に、目的・収集方法・個人情報の取扱い等について分かりやすく説明し、同意を得る。

(個人情報の保護)

第7条 研究者は、研究のために収集した資料、情報、データ等の使用にあたっては、プライバシーの保護について、十全の注意を払わなければならない。

(他者との関係)

第8条 研究者は、他者の知的成果などの業績を正当に評価するとともに、自らの研究に対する批判には謙虚に耳を傾け、誠実な態度で意見を交える。また、他者の名誉や知的財産権を尊重するとともに、職務上知り得た他者の成果、知的財産権等に関して守秘義務を要するものは、これを遵守する。

(差別・ハラスメントの排除)

第9条 研究者は、あらゆる形態の差別及びハラスメントを起こさない。また、立場や権限を利用して、その指示・指導などを受ける者に研究への支援や協力を強いる等の不当な行為を行わない。

(利益相反の防止)

第10条 研究者は、研究活動における社会連携活動を行うにあたり、利益相反行為を未然に防ぐ最大限の配慮及び客観的に必要とされる合理的な努力をする。

(研究を支援する者の責務)

第11条 本法人において研究者の研究活動を支援するすべての者は、この行動規範に反

する行為を為さず、また不正行為の防止に努め、この行動規範に沿った研究活動の支援と環境整備に努める。

(法人の責務)

第12条 本法人は、研究者の倫理意識を高揚し、この行動規範を実効あるものにするために、必要な啓発・倫理教育の計画を策定し、実施する。

2 本法人は、研究者の研究倫理に反する行為に対しては適切な措置を講ずる。

3 本法人は、研究に関して、不当又は不公正な扱いを受けた者からの相談、苦情等に対応する。

4 本法人は、本法人の研究活動における倫理上整備すべき事項について、必要な措置を講ずる。

5 本法人は、研究者が研究活動を行う上で、遵守すべき行動規範について必要な制度等整備及び改善を継続して実施する。